

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第5回小谷村景観づくり住民懇談会

令和元年（2019年）10月23・24日

小谷村

1. 前回のふりかえり

第4回懇談会では、
小谷村の景観づくりの地域区分（修正案）を確認し、
「塩の道」の景観づくりについて
意見を出し合いました。

グループ討議表

地域区分 (案)		①地域区分 (修正案) への意見			②重点地域「塩の道」の景観づくりイメージ						
		①			何が必要? どこに場所		何をすべき?				
国道 沿道 高保 山岳 国立公園 山野里 重点地域	山岳・高原地域 (国立公園)	今生活している 農村の景観が 見えてきた	人手が少なくなると 塩の道の光景 ほとんど見えない	歩くことで自然 や歴史の知識が 知ることが出来る 道	小谷をつなぐ 塩の道の整備は 村も予算をかけるべき	塩の道は道の 管理責任が バラバラ。統一 が必要	復元後箇所 の保全 安全確保	塩の道は 草刈りする (30mは特に)	観光と保全 は一体の村	塩の道の 守り手	
	山地・森林地域	生活している 人の道 時に土谷	歴史を再認識 再発見する道が あるべき	現状維持	木道の整備の 設置の件は 21%の意見が 反対	塩の道の旅人の 情報は少ない (90%は女性) お金と労力がかかる 3000人の旅人を 11%の村人が受け 持つのが大変	「小谷」を 伝える村「小谷」を 発信する。 キャンプ場の 発信可能な「小谷」 が発信できる	道の安全と補修	塩の道の 役割は時代 と共に変化している 道が狭い 道が狭い 道が狭い 道が狭い	塩の道と 知ることが 出来る 村民) 両方 村外)	村民の意識
	農山村地域	塩道を歩 きながら 見えてきた	景色のよい イメージ	今ある風景を 残すことが 大事	植川の ハイウェイ がなくて ほしい	自然の塩の 道の歴史を 伝える	物産・古樹を 塩の道の 沿道に 植える	「谷」の提供	観光に 携わっている 人々の意識を 高める		
	沿道	旅人から 聞かされた 塩道の歴史	文化を伝える 道が 重要	塩の道は日本 の原点 でもある				行政機関と 連携して 塩道の歴史を 伝える	塩の道、 各集落 の歴史を 伝える		
	スキー場 地域	集落と集落をつな ぐ道が 重要	山の中に 入って みる	山の中に入って みる							
温泉地	出来れば家々 を回って みる	住んで みる	住んで みる								
塩の道	塩の道 = 小谷村の 歴史	塩の道 = 小谷村の 歴史	塩の道 = 小谷村の 歴史	実際に 生活している						国立公園の トレッキング コース	

場所

こんな場所か?

出された意見：①地域区分について

地域区分の方法について【普通地域】

区分（案）	地域区分の方法についての意見
山岳・高原	<ul style="list-style-type: none">● 「高原」という呼び方がイメージしづらい。● 国立公園は国立公園として別に考えたかどうか。 →実情に合わせて「国立公園地域」とする。
山地・森林	(特になし)
農山村	<ul style="list-style-type: none">● 人の生活している範囲の大半がここ。 「山野里」と捉えた方が良い。 →範囲のとらえ方としてはそのイメージ。呼び名は一般的な「農山村」とする。
沿道	<ul style="list-style-type: none">● 国道沿いの看板が景観を損ねている。● 沿道が30mなのはなぜ？ →県計画に合わせている。村独自の設定も可能ではある。

※重点地域についての意見は特になし（塩の道は別途）

出された意見：①地域区分について

地域区分の方法について（全体）

- 色合いについての細かいルールも決めるのか？
個人的には色は決めない方が良いと思っている。
→ 明度・彩度については決めた方が良いと思う。
- 建物の高さ13mというのがどのくらいの高さなのかイメージできない。4階建てに相当で良いか？
→ そのイメージ。ただし村の開発指導要綱で一部の地域は、3階建て以上は建てられないことになっている。
- 高さについては10mくらいに限定した方が良い。これを越える鉄塔は見えにくい場所へ設置するなどしてほしい。
- 塩の道沿道のうち歴史文化の点から重要な場所として来馬を入れてほしい。

出された意見：②「塩の道」の景観づくり

どんな場所であってほしいか？

- 現状維持
- 今ある原風景を残す景観づくり。
- 歴史を再認識・再発見する道であってほしい。
- できれば家畜を飼い、田畑で仕事をしている姿を見せたい。
- 集落と集落をつなぐ道として再び利用されること。
歩いていると時々人の住んでいる農家が現れ、1000年の時間を縮める。

出された意見：②「塩の道」の景観づくり

より良い景観づくりのためにすべきこと

- 村が整備のための予算をつける。
(塩の道の手入れを継続事業として予算付けする)
- 道を補修し安全を確保する。
- 関連する建物の管理責任がバラバラなので、統一する。
- 沓掛の茅葺きを復活させる。
- 横川の廃屋を片付ける。
- 沿道を草刈りする。
- 新しい保全の仕組みをつくりあげる。
- 統一看板を立てる。

出された意見：②「塩の道」の景観づくり

地域づくりなどに関する意見

- 「歩く人が歓迎される村・小谷」を発信する。
- お金と時間にゆとりのある都会の中高年をいかに呼ぶかの仕組みづくり。
- 「塩の道」ファンを募り、会報を発行する。
- 国立公園のトレッキングルートと連携する。
(信越トレイルが小谷まで延伸される?)
- 守り手を育成する。道が減びないように、知恵を出し合う。
- 「塩の道」に関わる食を提供する。
- 観光に携わっていない人の意見を聴く。
- 「塩の道」に対する村民の意識を高める。

2. 説明事項

①景観づくりの地域区分について

②景観づくりの基本方針について

③地域区分ごとの行為規制基準について

※いずれも前回まで（第3・4回）の再説明です。

①景観づくりの地域区分について

どのようなものか？

- 景観づくりの単位となる地域です。
☞ この区分ごとにルールが変わってきます。
- 前回の懇談会で、これまでの懇談会・勉強会等での意見により、案として7つの区分を設定しました。
(普通地域：4、重点地域：3)

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

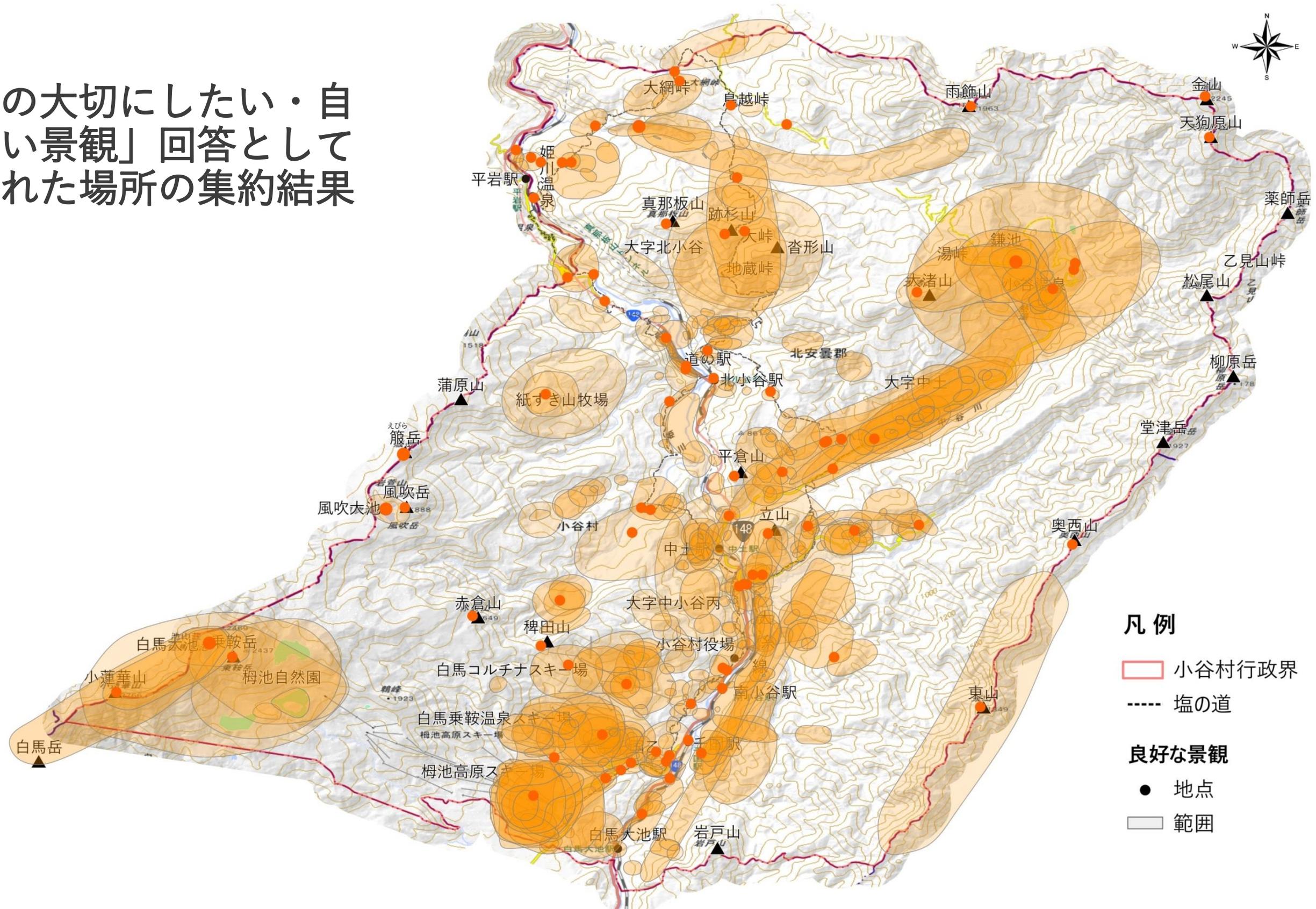
- 次の4つに区分されています。

区 分	該当する地域
都 市	● 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 ※小谷村では該当なし
沿 道	● 高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田 園	● 国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市、沿道に該当する地域を除く）
山地・高原	● 都市、沿道、田園に該当する地域以外

小谷村はこのいずれかに該当します

前提：村民アンケート結果

「村内の大切にしたい・自慢したい景観」回答として挙げられた場所の集約結果



①景観づくりの地域区分について

小谷村での地域区分（修正案）：普通地域

区 分	該当する地域（案）
国立公園	● 中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園に該当する地域
山地・森林	● 森林地域（国有林・民有林）のうち、山岳・高原地域以外の地域、河川区域
農山村	● 農振農用地区域と山岳・高原、山地・森林、沿道、塩の道以外の地域
沿 道	● 一般国道、県道及び村が指定する主要な道路の両側30mの地域

①景観づくりの地域区分について

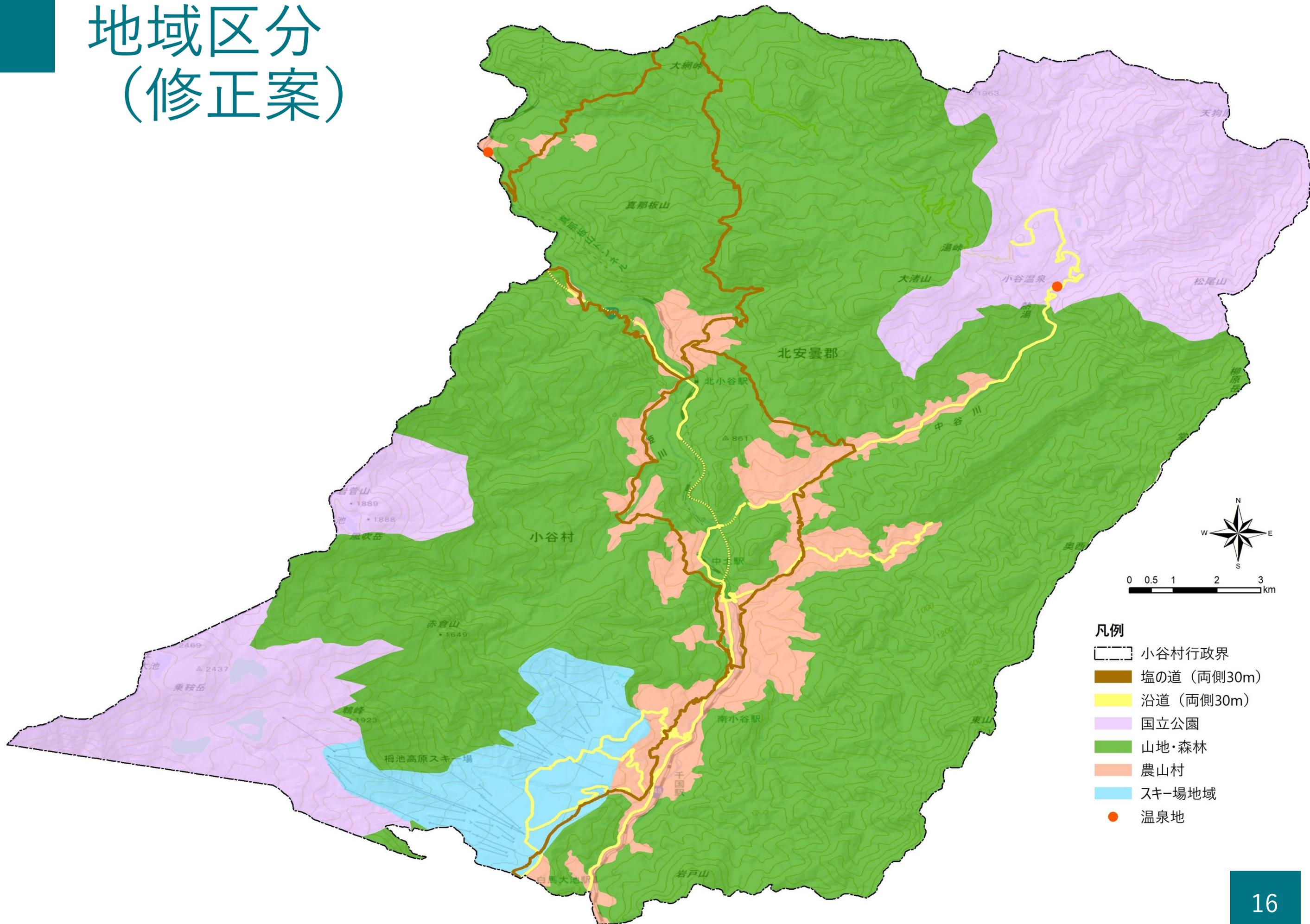
小谷村での地域区分（修正案）：重点地域

区 分	該当する地域（案）	該当する地区（案）
スキー場	<ul style="list-style-type: none">● スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域	柵池南、柵池北、若栗、里見、蕨平、土倉
温泉地	<ul style="list-style-type: none">● 温泉を営む建造物及びその敷地	小谷温泉、姫川温泉
塩の道	<ul style="list-style-type: none">● 塩の道の両側30mの地域	（塩の道が通過する地区）

長野県及び県北部市町村との比較

小谷村（修正案）		長野県	飯山市	山ノ内町	高山村
重点地域	普通地域				
	国立公園			高原地域 (国立公園)	牧場景観ゾーン
	山地・森林	山地・高原	山地・高原地域	山地・高原地域	渓谷景観ゾーン
スキー場					
	農山村	田園	山麓田園地域	山麓田園地域	山村景観ゾーン
温泉地			田園地域	田園地域	農山村 景観ゾーン
	(該当なし)	都市 (用途地域)	市街地地域	市街地地域	農住混合 景観ゾーン
			市街地商業地域		(該当なし)
塩の道	沿道	沿道	沿道市街地	※上記面的 地域に含む	※上記面的 地域に含む

地域区分 (修正案)



②景観づくりの基本方針について

良好な景観の形成に関する方針

- 景観法第8条第3項において、定めることが望ましい事項とされています。
- 方針は、次の区分について定めます。
 - 景観計画区域全体（＝小谷村全域）
 - 地域区分ごと
 - ☞ ①で示した地域区分ごとに方針を定めます。
- 参考：別紙資料をご覧ください。
 - 長野県景観育成計画「長野県景観育成方針」
 - 高山村景観計画「ゾーン別景観育成方針」

※基本方針の検討は次回以降行う予定です。

③景観づくりのルールについて

景観形成基準と届出対象行為

- 景観法第8条第2項第2号において、**必須事項**とされています。
- 景観形成基準とは？
 - 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
 - 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- 届出対象行為とは？
 - 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
 - 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
 - 景観形成基準に適合するか審査を行う。

③景観づくりのルールについて

■長野県における良好な景観を育成する基準（抜粋）

↓小谷村が含まれる範囲

		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地後退	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等	周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周囲の景観と調和した色調

出典：長野県景観育成計画の概要

※お配りした「浅間山麓景観育成重点地域の景観育成基準」も参考にしてください。

③景観づくりのルールについて

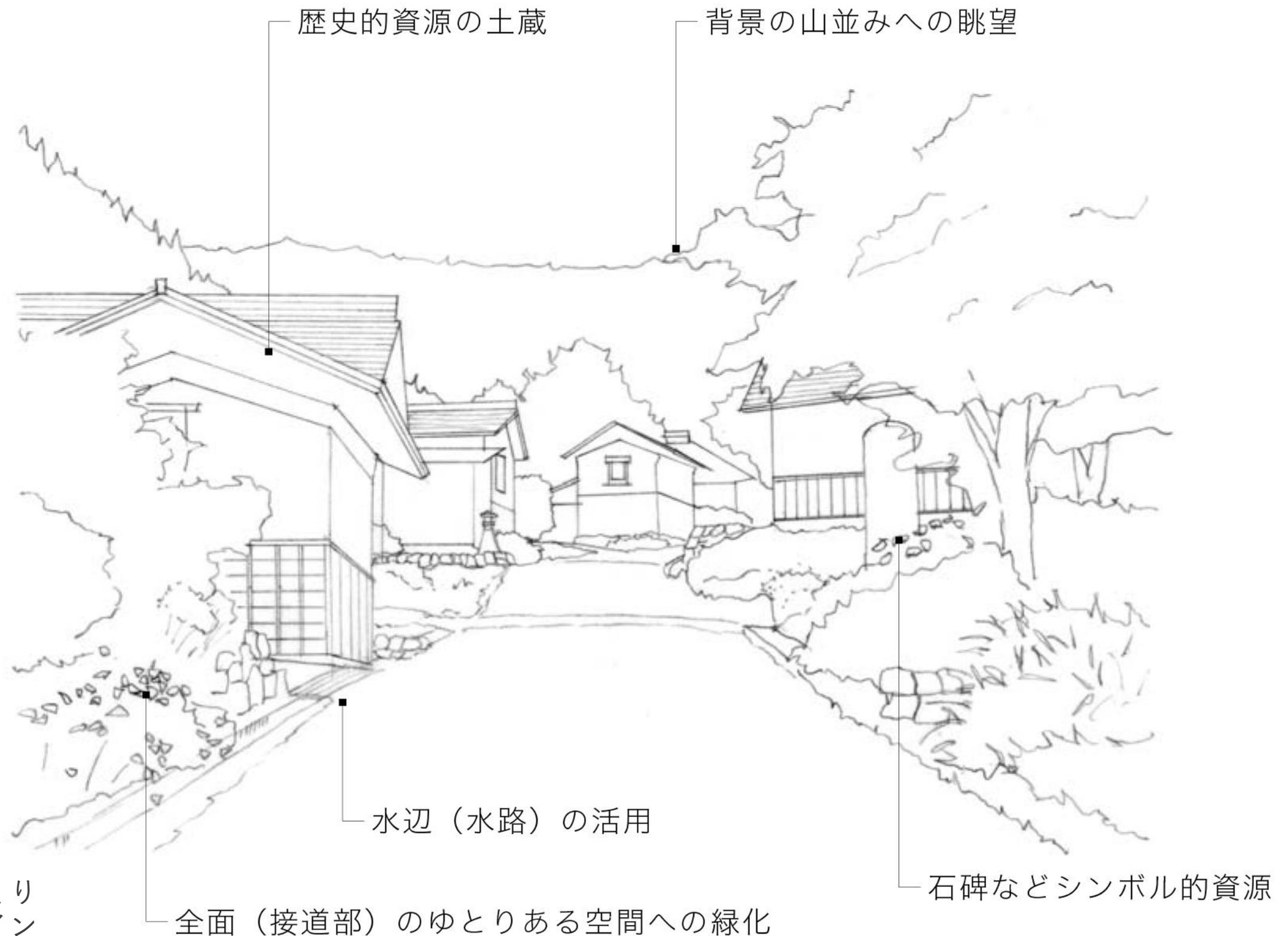
■参考：長野県における届出対象行為とその規模

↓小谷村が含まれる範囲

行為の種類		長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更（修繕、模様替え、 色彩変更）		高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超	高さ13m又は 床面積20㎡超 変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ13m又は築造面積20㎡超
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積 の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積 の築造面積の合計20㎡超
	その他	高さ13m超	高さ5m超
開発行為、土地の形質変更、 土石類の採取等		面積 3,000㎡超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積 300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積1,000㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠（公衆の関心を 引く形態意匠）		表示面積25㎡超	表示面積3㎡超

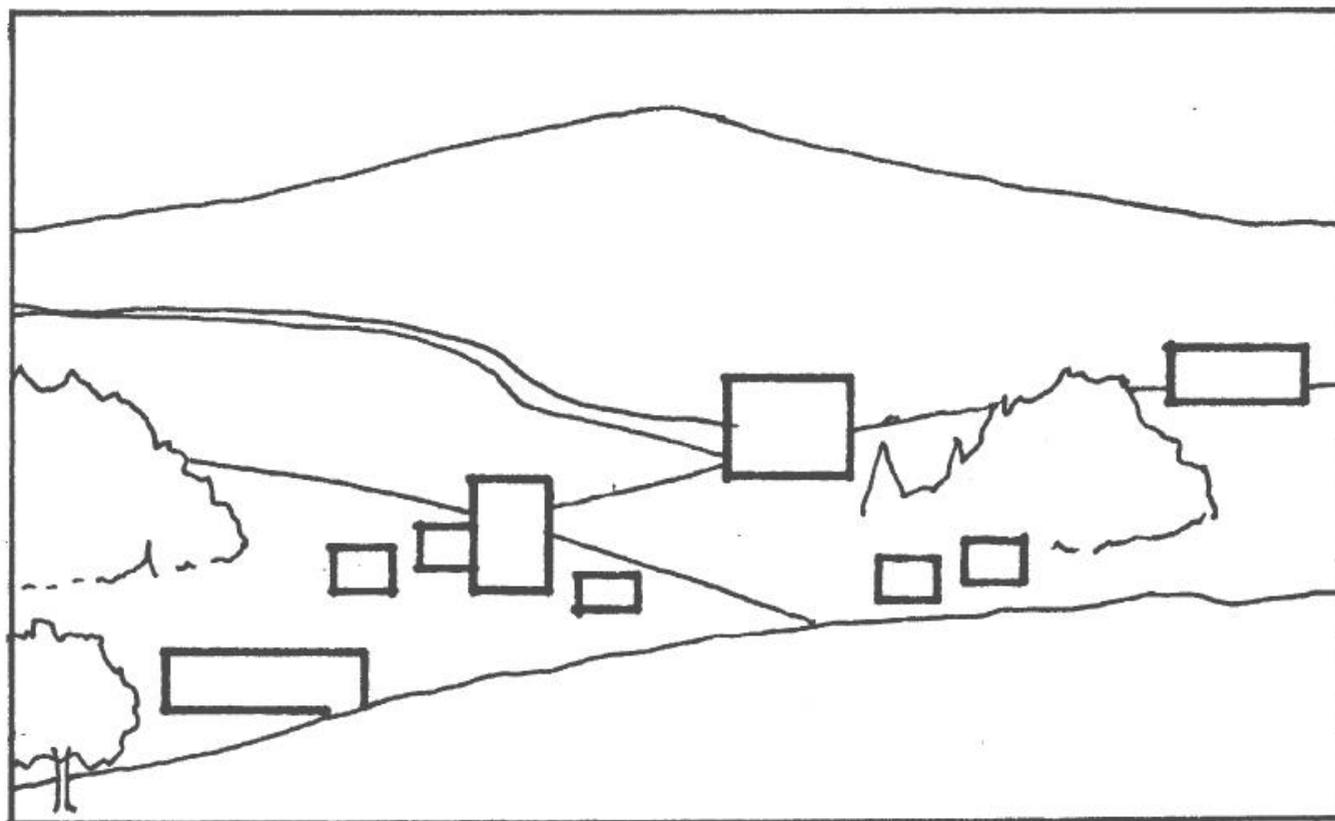
③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [配置]

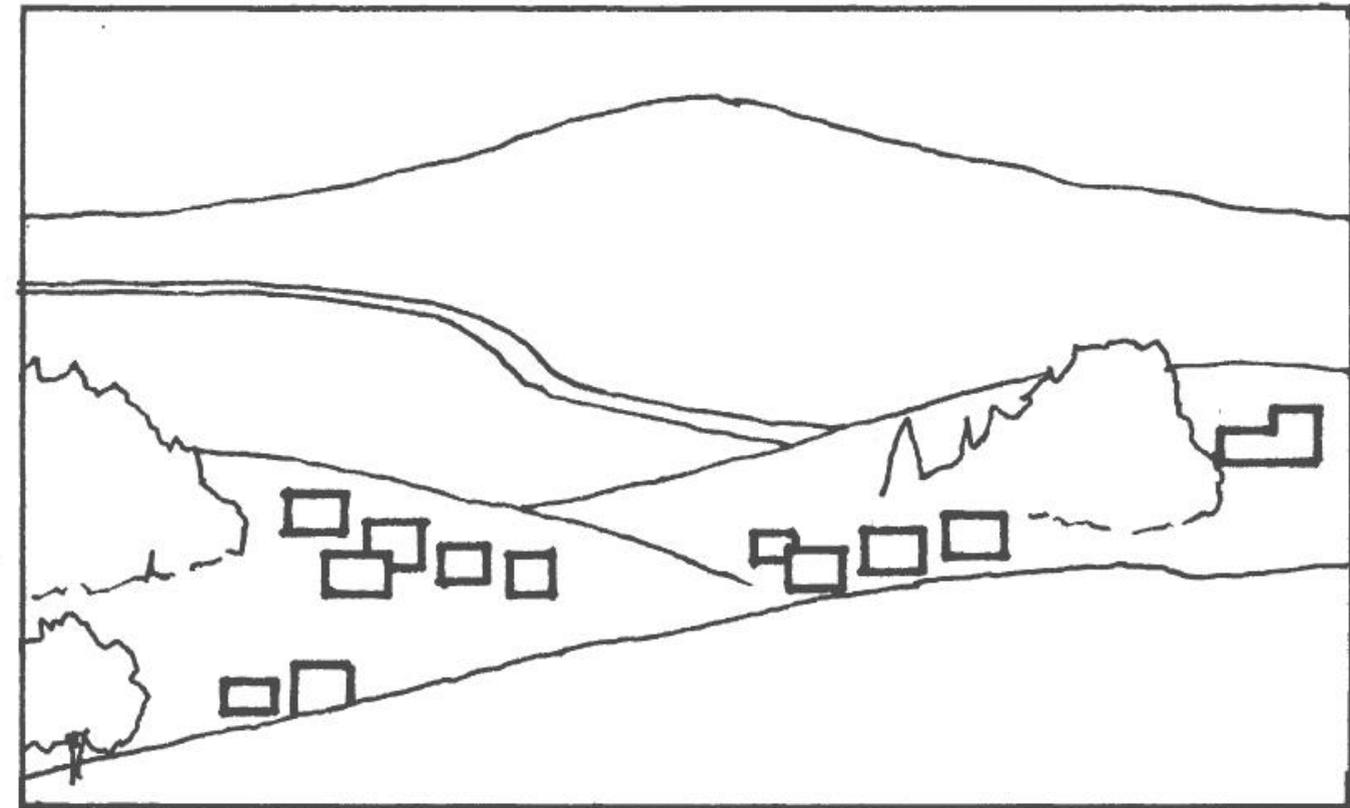


③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [規模]



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる

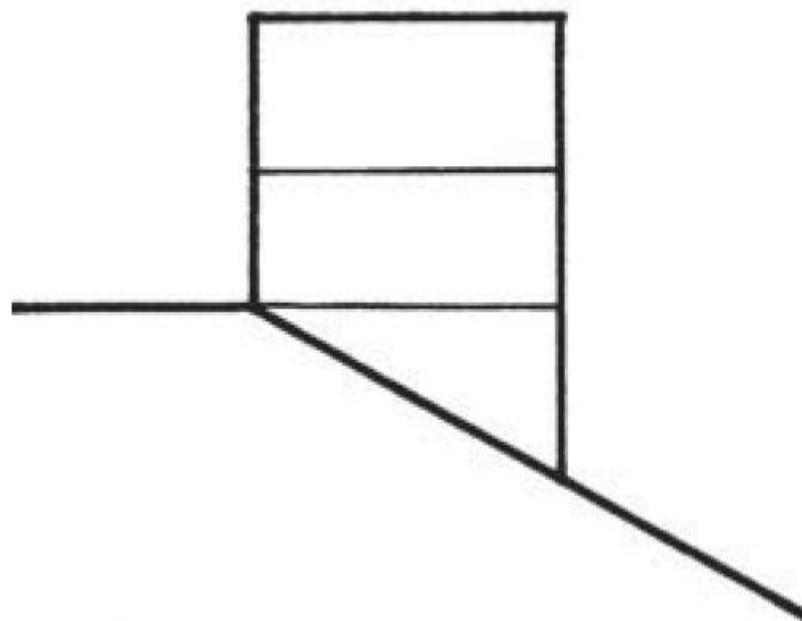


周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する

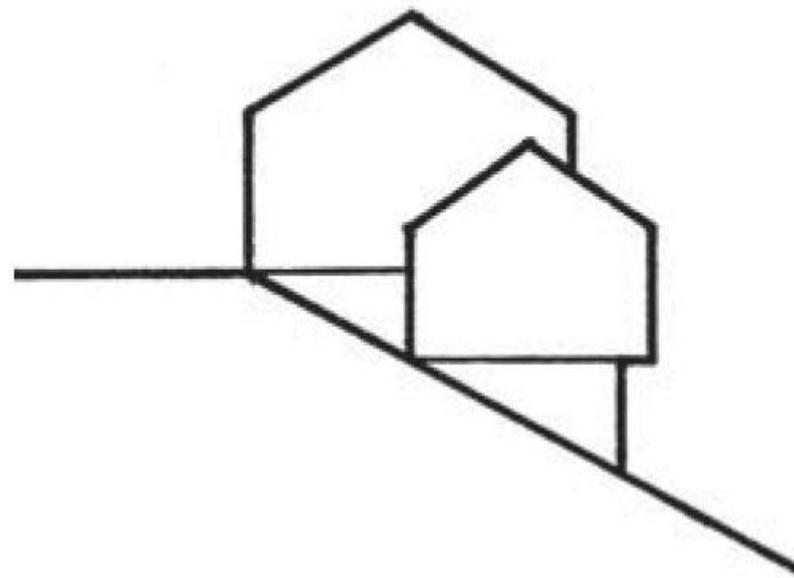
出典：飯山市景観づくりガイドライン

③ 景観づくりのルールについて

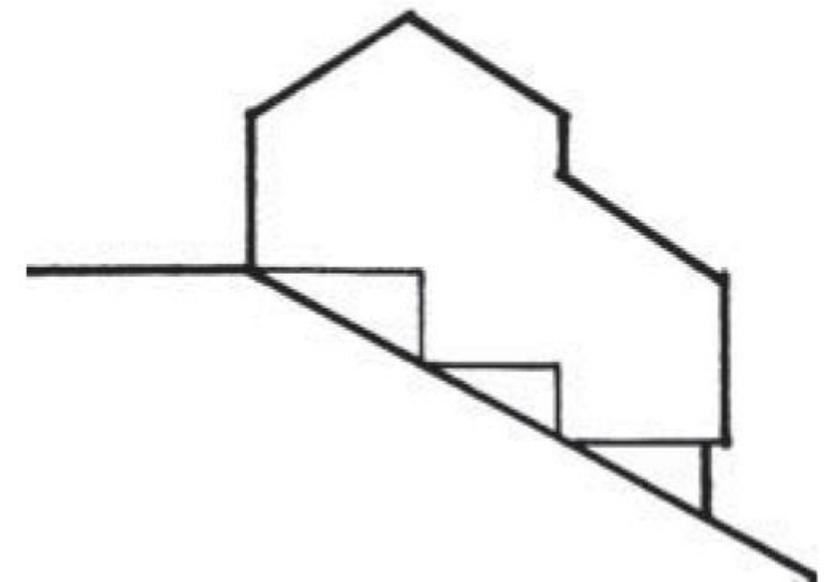
ルールのイメージ [形態]



△壁面が大きく見える



○斜面に馴染む形態



○斜面に馴染む形態

出典：飯山市風景づくりガイドライン

参考：これまでに提出されている届出（概要）

行為の種類	届出者	届出行為	景観に配慮した事項
建築物新築・増改築	観光事業者	建物新築	● 落ち着いたのある色彩計画
		建物増築	● 既存部分と統一されたデザイン
工作物新設等	携帯電話事業者	電波塔新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩配慮による周辺景観との調和 ● 道路からの距離確保 ● 背面の山並みの眺望を阻害しない高さの配慮 ● 低光沢処理
土石類の採取等	土石採取事業者	土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子吹き付け、植栽 ● 道路からの距離確保

3. 意見交換

【本日のテーマ】

- ①景観づくりの地域区分（確認）
- ②重点地域「スキー場地域」の景観づくり

意見交換の進め方

本日のテーマ

①景観づくりの地域区分

- 景観づくりの単位となる地域です。
☞この区分ごとにルールが変わってきます。
- これまでの懇談会・勉強会等での意見により、村の案として7つの区分をお話ししました。
(普通地域：4、重点地域：3)

②重点地域「スキー場地域」の景観づくり

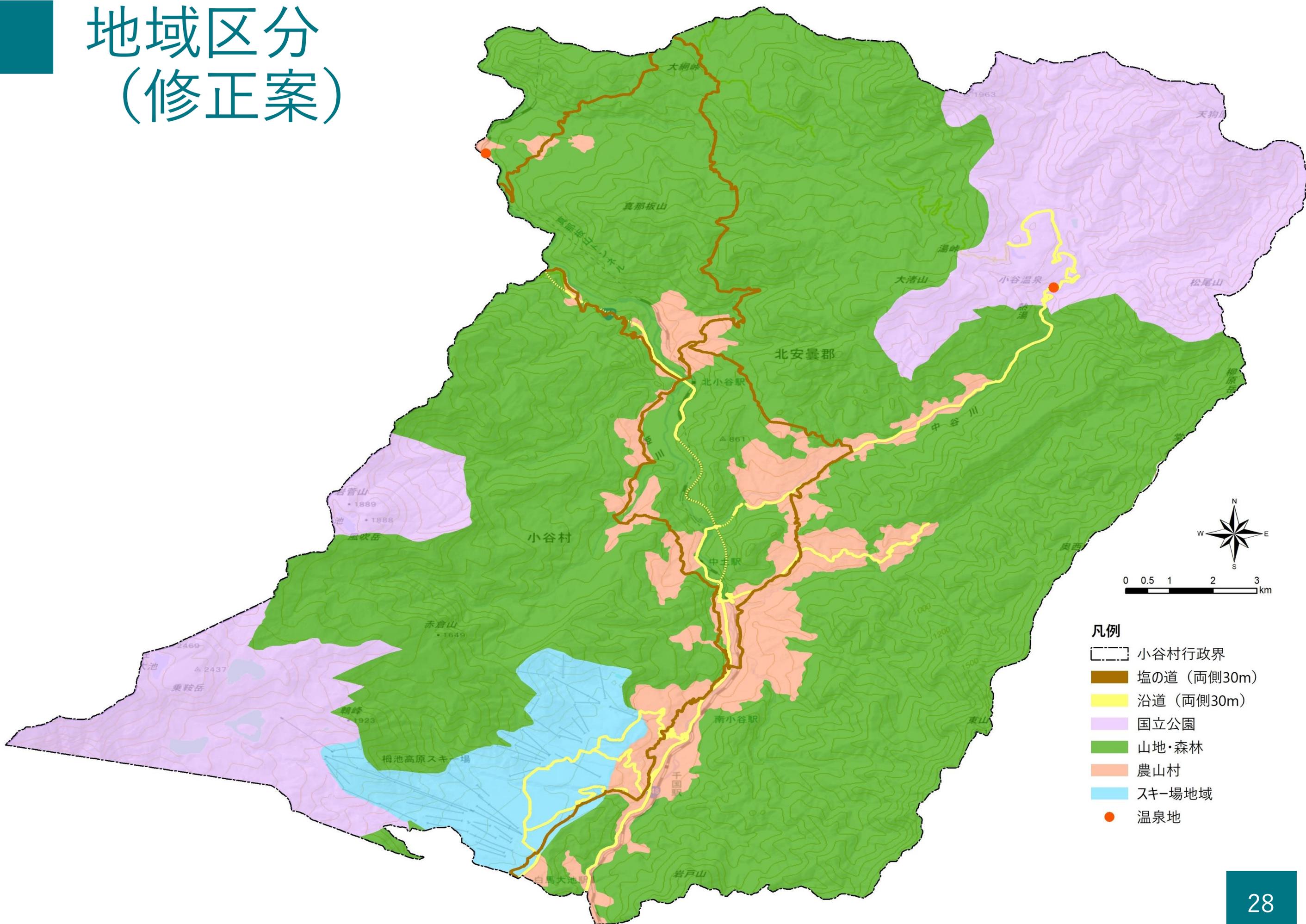
- 「スキー場地域」の景観をより良くするため、何をすべきなのか話し合いきましょう。

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 村の案としてお話しした7つの区分の内容についてみんなで話し合いましょう。

地域区分 (修正案)



凡例

- 小谷村行政界
- 塩の道 (両側30m)
- 沿道 (両側30m)
- 国立公園
- 山地・森林
- 農山村
- スキー場地域
- 温泉地

意見交換の進め方

①景観づくりの地域区分

- 最後に発表していただきますので、発表者を1人決めてください。
- ピンク色の付せんを使用し、意見を書いてください。
- 意見を書いた付せんは、テーブルの上の表の中に貼り付けてください。

ピンク色



意見交換の進め方

②重点地域「スキー場地域」の景観づくり

- 「スキー場地域」にふさわしい景観づくりを考えます。
- 考えていただきたいこと
「スキー場地域」の景観をより良くしていくために、どのような事が必要か、何をすべきなのかを話し合いましょう。

意見交換の進め方

②重点地域「スキー場地域」の景観づくり

- 黄色の付せんを使用し、意見を書いてください。
- 意見を書いた付せんは、テーブルの上の表の中に貼り付けてください。

黄 色

